

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和5年2月28日

奈良県女性センター所長 向井 孝子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和5年度奈良県女性センター清掃及び警備業務委託
- (2) 委託内容
入札説明書及び仕様書による
- (3) 委託業務履行場所
奈良市東向南町6番地 奈良県女性センター
- (4) 委託契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(10)のすべてに該当する者がこの入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年12月法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件(以下「旧更生事件」という。)にかかる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件にかかる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年12月法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年4月法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。但し、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可を受けていない者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 奈良県における「物品等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」(平成7年12月奈良県公示第425号)に基づく競争入札資格者名簿に登録されていてかつ次の条件を満たしていること。
 - ア 営業種目コードQ1(建物管理)が主業種として登録されており、かつ、小分類として①床清掃、②ガラス清掃、⑩警備・受付等の3分類がすべて登録されている者。
 - イ 本社、支社、営業所等のいずれかの所在地が奈良県内で登録されている者。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月法律第20号。以下「ビル管理法」という。)第12条の2に規定する登録において、建築物清掃業として、奈良県知事の登録を受けている者であること。なお、建築物清掃業に代えて建築物環境衛生総合管理業の登録でも可である。前記についても奈良県知事登録を受けているものに限る。

- (7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。ただし、奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規定による届出書を奈良県公安委員会に提出している者であること。
- (8) 直近の3年間（令和2年4月1日以降の期間。令和5年3月31日までの未履行期間も履行実績に含む。）において、清掃業務委託契約についてはア及びイの条件、警備業務委託契約についてはア及びウの条件を満たす建築物に係る連続する12か月以上の履行実績がある者であること。
 - ア 奈良県内に所在し、階数が4階以上で延べ床面積1,000㎡以上の建築物。
 - イ 1年につき230日以上清掃業務を委託する建築物
 - ウ 1年につき66日以上及び一日につき4時間以上の警備業務（警備業法第2条第1項1号の施設警備で機械警備を除くもの。）なお、清掃業務及び警備業務の履行実績は、それぞれの条件を満たしていれば、異なる施設の契約でも可とする。
- (9) 奈良県の県税に滞納がないこと。
- (10) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中ではない者。
- (11) 奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当しない者。

3 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は、入札説明書に定めるところにより、3の(6)の競争入札参加資格確認書類を下記(1)の期間中に提出し、事前に競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。また、競争入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。なお、競争入札参加資格のない者は本入札に参加することは出来ません。

- (1) 提出期間 公告日から同年3月9日（木）まで。

持参の場合は各日とも午前9時30分から午後4時30分まで（但し、日曜日及び月曜日、祝日を除く）。郵送の場合は提出期間中に必着とします。

（提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、調整期日までに再提出を行ってください。）

- (2) 調整期日 令和5年3月14日（火）正午まで（但し、日曜日及び月曜日、祝日を除く）。

- (3) 提出場所 4（1）に示す場所

- (4) 提出部数 各1部

- (5) 提出方法 持参もしくは郵送

- (6) 競争入札参加資格確認書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式1）

- イ 2の(5)に掲げる競争入札参加資格審査結果通知書の写し

- ウ 2の(6)を確認できる証明書の写し

- エ 2の(7)を確認出来る奈良県公安委員会の認定書の写し又は、奈良県公安委員会以外の警備業の認定書及び奈良県公安委員会への届出書の写し

- オ 2の(8)を確認できる履行証明書（別紙様式2）

なお、履行証明書に代えて履行物件の契約書（写し可）でも可能です。ただし、清掃業務については、履行物件の所在地、階数、延べ床面積及び1年につき230日以上清掃業務委託であることが記載された資料（写し可）、また、警備業務については、履行物件の所在地、階数、延べ床面積及び1年につき66日以上かつ一日につき4時間以上の警備（警備業法第2条第1項1号の施設警備で機械警備を除くもの。）であることが記載された資料

(写し可)を必ず添付してください。

カ 2の(9)を確認できる納税証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)

キ 4の(6)ウにかかる入札保証金の免除を希望する場合は、入札(契約)保証金免除申請書(別紙様式3)及び添付書類

(7)競争入札参加資格及び入札(契約)保証金免除の可否を、令和5年3月15日(水)午後5時までにFAXにて通知します。

(8)その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、入札資格の確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された書類は返却しません。

4 入札手続等に関する事項

(1)担当部署

〒630-8216 奈良市東向南町6番地

奈良県女性センター企画運営係

電話 0742-27-2300

FAX 0742-22-6729

(2)入札説明書及び仕様書の配布

ア 期間 公告日から同年3月9日(木)までの日曜日及び月曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで

イ 場所 (1)に同じ。なお、奈良県女性センターホームページ上にも掲載します。

(3)仕様書等に関する質問(電話連絡のうえFAXしてください。)

ア 提出期限 令和5年3月3日(金)午後5時までの日曜日及び月曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで

イ 提出先 (1)に同じ。

(4)質問に対する回答

質問者には、当該質問に対し令和5年3月7日(火)午後5時までにFAXにより回答します。

(5)入開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年3月22日(水) 午前11時00分

イ 場所 奈良市東向南町6番地 奈良県女性センター 3階 講座室

(6)入札方法等に関する事項

入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

なお、競争入札参加資格があると認められ、入札に参加する場合は、競争入札参加資格確認後に奈良県から送付する競争入札参加資格確認通知書及び入札(契約)保証金免除確認通知書または入札保証金の納付書兼領収証書を当日持参し提示してください。

ア 入札

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更、又は取り消すことはできません。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは免除することができます。

なお、入札保証金を納付した者が落札者となった場合、納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

また、落札者が落札後契約を締結しない場合、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条に基づき入札保証金は県に帰属します、もしくは、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条の2に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

エ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号に該当する場合は免除します。

オ 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

5 契約の解除等

(1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったとき、入札参加停止を受けたとき、又は下記(2)⑦各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しません。

(2) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- ① 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- ② 契約者がその責めに帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ③ 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- ④ 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- ⑤ 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑥ 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ⑦ 契約者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経

営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 本契約に係る資材、原材料の購入契約等の契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 本契約に係る資材、原材料の購入契約等の契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) 発注者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができるものとします。

(4) 2月定例奈良県議会において本契約にかかる予算案が成立しない場合は、契約を締結しないことがあります。

6 契約に係る損害賠償

(1) 発注者が前条の規定により契約を解除した場合には、納付した契約保証金は、奈良県に帰属するものとします。

(2) 上記(1)の場合において、契約者は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されているときは契約金額の100分の10に相当する額(契約者が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約者が5の(2)①に該当する場合には、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約者は、前項に定める損害賠償金のほか、契約金額の100分の10以上に相当する金額を損害賠償金として納付しなければなりません。ただし、県に損害が生じない場合において発注者が特に認めるときは、この限りではありません。

7 入札の中止

(1) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(2) 入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められる時は、入札を取り消すときがあります。

(3) 上記(1)から(2)の場合における損害は、入札者の負担とします。

8 権利義務の譲渡禁止

受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又はその業務の一部もしくは全部を請け負わせることはできません。

9 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要します。

(3) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。